

建築基準法改正前（昭和56年5月以前）の建物は地震で倒壊する恐れがあります！

わが家の安全性をチェックする

簡単な耐震チェックでわが家を自己診断してみましょう。ただし、あくまでも目安ですので、一つでも気になる項目があれば専門家の診断を受けてください。

チェック1 建てられた年代

昭和56年に建築基準法が改正され、耐震基準が強化されました。それ以前に建てられたものは要注意です。

チェック2 過去の災害履歴

過去に地震、風水害、火災などに見舞われた場合、外見からは分からないダメージを受けている可能性があります。

チェック3 地盤

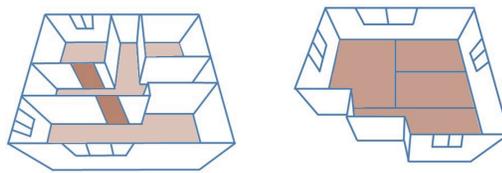
地震のときには、地盤が軟弱であるほど揺れが大きくなります。埋立地、低湿地、造成で盛り土した場所、液状化の可能性がある砂質地盤などは要注意です。

チェック5 建物の壁

基礎は建物と一体となって揺れに抵抗します。木造住宅の場合、鉄筋コンクリート造りの基礎で、建物としっかり一体になっていれば強い基礎といえます。

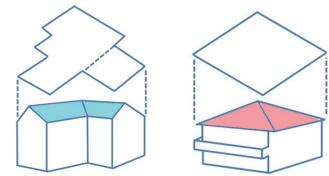
チェック4 建物の基礎

木造住宅は、壁の量が多いほど揺れに強いと考えられ、建物の四隅に程よく配置されていることも重要です。一面ほとんどが窓といった造りは要注意です。



チェック6 建物の形

平面、立面ともに凸凹の少ない単純な形の方が比較的安全です。凸凹の多い複雑な形や大きな吹き抜けがある建物は要注意です。



チェック7 建物の状態

土台が腐っていたり、シロアリに食われていたりすると非常に危険です。柱や梁のゆがみ、窓やふすまなど建具の立てつけの悪さなども要注意です。

- 町では、住宅耐震化を促進するため、平成18年度より「住宅耐震化の補助事業」を実施しています。
- 昭和56年5月31日以前に建てられた建物が対象で、耐震診断では申込者負担金は1割で実施できます。
- 診断の結果、耐震性の低い住宅を地震に強い住宅に改修・建替する場合は、補助を受けることができます。

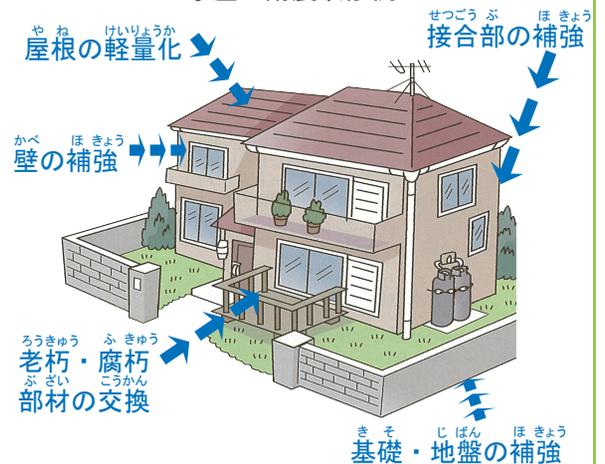
耐震診断費

木造戸建て住宅

1棟あたりの診断経費 31,500円

申込者負担金 3,150円

一家屋の耐震改修例



防災情報
お知らせページ

フェニックス共済の加入について

総務課総務人事室 ☎82-2549

フェニックス共済は、兵庫県が条例に基づいて実施している共済制度です。制度には「住宅」と「家財」の2つの再建制度に加え準半壊特約にも加入でき風水害など身近な災害への備えが充実しています。

- 地震・台風・豪雨などあらゆる自然災害が対象
- 他の保険や共済に加入していても加入することができ、給付も行われる
- 住宅の規模や築年数等と関係なく定額負担で定額給付と有利な特徴

区分	負担金	被害認定	給付金
住宅再建共済	年額 5,000円	半壊以上	最大 600万円
準半壊特約	年額 500円	準半壊 (損害割合 10%以上 20%未満)	最大 25万円
家財再建共済	年額 1,500円	半壊以上又は床上浸水	最大 50万円

